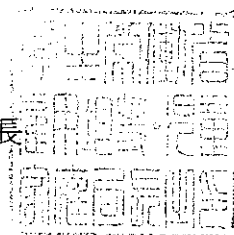




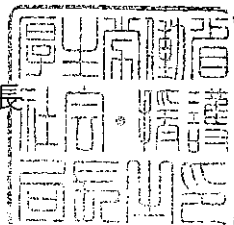
雇児発第 0509001 号
 社援発第 0509001 号
 障発第 0509001 号
 老発第 0509001 号
 平成20年 5月 9日

都道府県知事
 各 指定都市市長 殿
 中核市市長

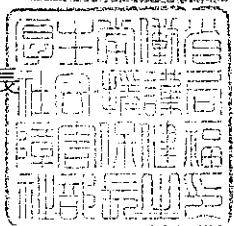
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



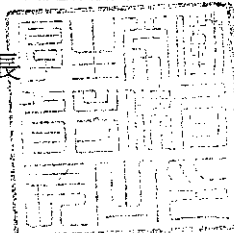
厚生労働省社会・援護局長



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



厚生労働省老健局長



社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策の徹底について

社会福祉施設等におけるアスベスト対策については、入所者等の安全対策に万全を期すため、平成17年8月に「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査」を、さらに「労働安全衛生法施行令」及び「石綿障害予防規則」の一部改正を受けて「石綿をその重量の0.1%を超えかつ1%以下を含有する吹付けアスベスト等」を対象とした使用実態調査（補足調査）をお願いし、その結果及びその後のフォローアップ調査の結果を公表するとともに、「ばく露のおそれのある場所」を保有している社会福祉施設等については、法令等に基づき適切な措置を講じるよう指導するなど従来より適切な対応をお願いしてきたところです。

今般、アスベストのうち、一般的に使用されていたとされているアモサイト、クリソタイル及びクロシドライト以外のトレモライト等のアスベストが建築物の吹付け材から検出された事案があることが判明したことから、分析調査の徹底等について、当省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長より別添1のとおり通知が発出されました。

また、昨年12月に総務省行政評価局より「アスベスト対策に関する調査結果に基づく勧告」が行われました。勧告の内容及び対応方針は別添2のとおりです。

つきましては、別添1及び別添2を踏まえ、貴都道府県等の労働関係部局、建築関係部局、医療関係部局等と十分連携の上、管内の社会福祉施設等に周知していただくとともに、「ばく露のおそれのある場所」を保有する社会福祉施設等については、直ちに除去、封じ込め、囲い込みを行うなど、法令等に基づき適切な措置を講じるよう指導を行い、社会福祉施設等におけるアスベスト対策の徹底に万全を期されるようお願いいたします。

基安化発第 0206003 号

平成 20 年 2 月 6 日

都道府県労働局

労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課長

(契印省略)

石綿障害予防規則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査
の徹底等について

石綿の種類には、アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトがあることとされ、すべての種類の石綿及びこれをその重量の 0.1% を超えて含有する物（以下「石綿等」という。）を石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）等に基づく規制の対象としているところである。

石綿則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査（以下「分析調査」という。）については、平成 18 年 8 月 21 日付け基発第 0821002 号「建材中の石綿含有率の分析方法について」（以下「18 年 0821002 号通達」という。）において、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」（以下「JIS 法」という。）等を示しているところである。

建材等に使用された石綿は、主にアモサイト、クリソタイル及びクロシドライト（以下「クリソタイル等」という。）とされてきたことや、JIS 法の 1. の「適用範囲」において「対象アスベストは、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライトとする」とされていること等から、分析調査において、アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライト（以下「トレモライト等」という。）を対象としていない場合が見受けられるところであるが、最近になって、建築物における吹付け材からトレモライト等が検出された事案があることが判明し、石綿ばく露防止対策等に万全を期す観点から、分析調査の徹底が求められるところである。

については、分析調査について、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴局管内の作業環境測定機関等の分析機関並びに建築物等の解体等の作業を行う事業者及び関係事業者団体に対し周知を図り、分析調査の的確な実施に遺漏なきを期されたい。

なお、関係事業者団体等に対して、別添のとおり要請したので了知されたい。

記

1 分析調査においては、対象をクリソタイル等の石綿に限定することなく、トレモライト等を含むすべての種類の石綿とすること。

2 過去に行った分析調査について、クリソタイル等の石綿のみを対象としている場合は、次のとおり取り扱うものとすること。

(1) クリソタイル等の石綿のみを対象とし、JIS 法による分析調査を行った結果、クリソタイル等がその重量の 0.1% を超えて含有しないと判断されたものについては、トレモライト等を対象とし、JIS 法による分析調査を行うこと。

(2) 次に掲げるア及びイの分析方法については、クリソタイル等の石綿のみを対象とする方法であり、トレモライト等を対象とする方法ではないことから、18 年 0821002 号通達の記の 2 の (1) 及び平成 18 年 8 月 21 日付け基安化発第 0821001 号「建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について」の記の 1 において JIS 法と同等以上の精度を有する分析方法として掲げる方法により、クリソタイル等がその重量の 0.1% を超えて含有しないと判断されたものについては、トレモライト等を対象とし、JIS 法による分析調査を行うこと。

ア 平成 8 年 3 月 29 日付け基発第 188 号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」（平成 18 年 8 月 21 日廃止済）の別紙「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法」

イ 平成 17 年 6 月 22 日付け基安化発第 0622001 号「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成 18 年 8 月 21 日廃止済）の別紙「建材中の石綿含有率の分析方法」

(3) なお、上記の 2 の (1) 又は (2) の場合であって、当該分析調査において実施した X 線回折分析の X 線回折パターンにおいてトレモライト等の回折線のピークが認められ、事業者が当該分析調査の結果に基づいて、トレモライト等がその重量の 0.1% を超えて含有しているとして必要な措置を講ずるときは、改めて分析調査を行う必要はないこと。

3 その他

(1) 施工された建材（吹付け材を含む）についてトレモライト等を含むすべての種類の石綿が使用されていないことが設計図書等により明らかである場合は、石綿則第 3 条第 2 項の規定により、分析調査の必要はないこと。

(2) 厚生労働省のホームページにおいて、建材中の石綿含有率の分析方法に関する最新の知見を踏まえ、作成した資料を公表することとしているので、参考とすること。

基安化発第 0206004 号

平成 20 年 2 月 6 日

中央労働災害防止協会会長
建設業労働災害防止協会会長
(社)日本石綿協会会長
(社)日本建設業団体連合会会長
(社)全国建設業協会会長
(社)建築業協会会長
(社)日本土木工業協会会長
(社)日本作業環境測定協会会長
(社)全国解体工事業団体連合会会長
(社)日本化学工業協会会長
(社)日本プラントメンテナンス協会会長
(社)日本ビルディング協会連合会会長

殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課長

石綿障害予防規則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査
の徹底等について

石綿の種類には、アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトがあることとされ、すべての種類の石綿及びこれをその重量の 0.1% を超えて含有する物（以下「石綿等」という。）を石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）等に基づく規制の対象としているところです。

また、石綿則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査（以下「分析調査」という。）については、平成 18 年 8 月 21 日付け基発第 0821002 号「建材中の石綿含有率の分析方法について」（以下「18 年 0821002 号通達」という。）において、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」（以下「JIS 法」という。）等があるとされているところ。

これまで建材等に使用された石綿は、主にアモサイト、クリソタイル及びクロシドライト（以下「クリソタイル等」という。）とされてきたことや、JIS 法の 1. の「適用範囲」において「対象アスベストは、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライトとする」とされること等から、分析調査において、アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライト

(以下「トレモライト等」という。)を対象としていない場合が見受けられるところですが、最近になって、建築物における吹付け材からトレモライト等が検出された事案があることが判明し、石綿ばく露防止対策等に万全を期す観点から、分析調査の徹底が求められるところ です。

つきましては、分析調査について、下記のとおり取り扱うことといたしましたので、傘下 会員に対する周知につき格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 分析調査においては、対象をクリソタイル等の石綿に限定することなく、トレモライト 等を含むすべての種類の石綿とすること。
- 2 過去に行った分析調査について、クリソタイル等の石綿のみを対象としている場合は、 次のとおり取り扱うものとすること。
 - (1) クリソタイル等の石綿のみを対象とし、JIS 法による分析調査を行った結果、クリソ タイル等がその重量の 0.1%を超えて含有しないと判断されたものについては、トレモラ イト等を対象とし、JIS 法による分析調査を行うこと。
 - (2) 次に掲げるア及びイの分析方法については、クリソタイル等の石綿のみを対象とする 方法であり、トレモライト等を対象とする方法ではないことから、18 年 0821002 号通 達の記の 2 の (1) 及び平成 18 年 8 月 21 日付け基安化発第 0821001 号「建材中の石綿 含有率の分析方法に係る留意事項について」の記の 1 において JIS 法と同等以上の精度 を有する分析方法として掲げる方法により、クリソタイル等がその重量の 0.1%を超えて 含有しないと判断されたものについては、トレモライト等を対象とし、JIS 法による分 析調査を行うこと。
 - ア 平成 8 年 3 月 29 日付け基発第 188 号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判 定方法について」(平成 18 年 8 月 21 日廃止済)の別紙「建築物の耐火等吹付け材の 石綿含有率の判定方法」
 - イ 平成 17 年 6 月 22 日付け基安化発第 0622001 号「建材中の石綿含有率の分析方法に ついて」(平成 18 年 8 月 21 日廃止済)の別紙「建材中の石綿含有率の分析方法」
 - (3) なお、上記の 2 の (1) 又は (2) の場合であって、当該分析調査において実施した X線回折分析の X線回折パターンにおいてトレモライト等の回折線のピークが認められ、 事業者が当該分析調査の結果に基づいて、トレモライト等がその重量の 0.1%を超えて含 有しているとして必要な措置を講ずるときは、改めて分析調査を行う必要はないこと。
- 3 その他
 - (1) 施工された建材 (吹付け材を含む) についてトレモライト等を含むすべての種類の石 綿が使用されていないことが設計図書等により明らかである場合は、石綿則第 3 条第 2

項の規定により、分析調査の必要はないこと。

- (2) 厚生労働省のホームページにおいて、建材中の石綿含有率の分析方法に関する最新の知見を踏まえ、作成した資料を公表することとしているので、参考とすること。

「アスベスト対策に関する調査結果に基づく勧告」及び
その対応について

I 「アスベスト対策に関する調査結果に基づく勧告」の概要（厚生労働省関連事項）

1 使用実態把握の充実等

- ・ 使用実態調査におけるアスベスト使用の確認状況

(調査結果)

アスベストの飛散・ばく露防止対策を実施するための基礎資料となる関係各省が実施した使用実態調査について、15都道府県に所在する389施設のアスベスト使用についての確認状況を見ると、所有者等が調査対象とされた年度内に増改築された棟を確認していないもの、建築物内の一部の部屋のみ限定しているものなど建築物全体における使用状況を十分に確認していないものが計6施設（※社会福祉施設等は該当なし）でみられた。

また、エレベータ昇降路内のアスベスト含有建材の使用状況が確認されていないものが計90施設（※社会福祉施設等は4施設）でみられた。

(所見)

総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省は、使用実態調査においてアスベスト使用の有無が的確に把握されていない状況があったことを踏まえ、アスベスト使用建築物の実態把握を充実させることとし、次の措置を講ずる必要がある。

- ① アスベスト使用の有無についての確認を所有者等に徹底させるよう都道府県等に助言すること。
- ② アスベストが使用されている可能性があるエレベータの昇降路等の建築設備があることを引き続き都道府県等に情報提供するなど、相互に連携して、都道府県等への支援に努めること。

2 ばく露防止対策等の適切な実施

- ・ 吹付けアスベスト等の管理状況

(調査結果)

関係各省が実施した使用実態調査について、15都道府県に所在する254施設のアスベスト使用実態調査の結果の保存状況を調査したところ、所有者等が保存の必要性を認識していないなどの理由から、これを保存していないものが計12施設（※社会福祉施設等は1施設）でみられた。

(所見)

総務省、厚生労働省及び国土交通省は、相互に連携して、設計図書、使用実態調査等により吹付けアスベスト等の使用が判明したもの及び今後把握されたもの

について、所有者等において、その適切な管理が図られるよう、次の措置を講じる必要がある。

① (略)

② 厚生労働省及び国土交通省は、使用実態調査結果等の所有者等における保存の必要性について、都道府県等を通じて建築物の所有者等に周知すること。

II 上記勧告に対する対応方針

1. アスベスト使用の有無についての確認の所有者等への徹底について

(I-1-①)

管内の社会福祉施設等の所有者等に対し、吹付けアスベストの使用状況については建築物全体について確認するよう周知するとともに、一部の部屋のみに限定しているなど、不適切な事例が把握された場合には、建築物全体について確認を行うよう指導すること。

2. エレベータ昇降路内の吹付けアスベストについて (I-1-②)

管内の社会福祉施設等の所有者等に対し、エレベータ昇降路内についても、吹付けアスベストが使用されている可能性があることを周知するとともに、確認を行っていない事例が把握された場合には、確認を行うよう指導すること。

3. 使用実態調査結果等の所有者等における保存について (II-1-②)

管内の社会福祉施設等の所有者等に対し、適切なアスベスト管理を行う観点から、使用実態調査結果、設計図書及び工事記録等のアスベスト関連書類を適切に保存すべきものであることを周知すること。

(参考1) 石綿含有建材中の石綿含有率等分析機関一覧 (日本作業環境測定協会)

<http://www.jawe.or.jp/jigyouseido-s/ishiwata/ishiwata-list.pdf>

(参考2) アスベスト対策に関する調査結果に基づく勧告 (総務省行政評価局)

・要旨 (PDF) http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071211_1_1.pdf

・事例集 (PDF) http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071211_1_2.pdf

・勧告 (PDF) http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071211_1_3.pdf

・結果報告書 (PDF) http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/071211_1_4.html